

箱根木地細工の創始とその背景について—(Ⅱ)—

鈴木 照 男

箱根木地師の系統については、早川・紀伊神社に残存する木地挽の形態的特徴から、伊勢木地師との関連も考えられる。又須雲川、畑宿、底倉、大平台などでは、正月に各戸では松をたてず、しきみ(櫛)をたてることが習わしとなっていた⁷⁾。このしきみを立てることは、木地師根元地の近江蛭谷でも行なわれていたものと思われるが、堀田吉雄氏によると⁸⁾、伊勢木地師村落の共通の習俗であることが指摘されている。この風習は特異なものであり⁹⁾、箱根山中に、この習俗が残存していることは、それらの集落が系統を同じくする木地師集落であった可能性を示している。

一方、近江蛭谷(筒井公文所)及び君ガ畑(高松御所)など、木地師根元地側の箱根木地師に対する認識の強さ、又は逆に箱根木地師側の両根元地、特に氏子狩についての対応の態度については、多くの疑問点が残されている。

更に紀伊神社に伝わる「親王縁起」なども他地方に伝承されている口碑とは極めて異型のものであり、以上の点から箱根の木地師集団は、場合によっては、近江の両木地師根元地の支配に属さない、独自の系統である可能性もある。又、来ノ宮(貴ノ宮)信仰などから渡来人との関連も考えられる⁴⁾。

箱根木地細工業成立の基盤についてみると、本来箱根細工は、特殊技能集団であった木地師が、移住による地域性や、歴史的変遷過程の中に於て、土地柄に順応しながら生活形態にも大きな変質作用を受け、これに応じて製品も幾変転を経て現状に至ったわけである。

特に近世中期以後の箱根木地挽は、新編相模国風土記稿の各村落の項や、村差出帳をみても、「農間稼」として木地挽を行ないながら、商渡世もしており、従って専業としてより街道交通関係者や、その家族の余剰労働力の利用による木地挽が副業的に行なわれていた。

箱根は深山幽谷の地で、平坦地は極めて乏しく、恵ま

れない条件下で、零細な田畑耕作をよぎなくされてきた。明治九年当時の箱根地方田畑の地位対比の結果をみても¹⁰⁾、平坦地とは歴然たる等級格差が認められる。例えば須雲川の田の1等地は、風祭や板橋など平坦地の田の9等地に対比され、畑宿の畑の1等地も、板橋の畑の8等地に該当していることがわかる。そのため農業生産力は極めて低い、又耕地所有状況をみても、明治8年の足柄下郡底倉村地籍帳¹¹⁾によっても、一戸当り耕地所有面積は約3反であり、明治4年大平台の村名細帳では、田畑反別14町5反5畝8歩、戸数35戸、従って1戸当り平均2反9畝8歩であり、箱根山内の諸集落に於ける平均所有耕地は2~3反となっている⁷⁾。

このため当然農間稼の必要が生じ、初期に於ては、箱根山内及び小田原方面への駄賃付、又は炭焼、竹薪売りが主体であった。近世末期になると、東海道筋の繁盛、又は江戸中期の元禄・享保頃より江戸後期の文化・文政頃には湯治が大衆化し、箱根七湯への湯治客の急増期でもあったため、農間稼の性格も変化し、恰好の土産品としての箱根細工生産へと推移していった。

近世末期の木地細工関係資料は極めて乏しく、新編相模国風土記稿にわずかに記されている⁸⁾。これによると木地関係事項の記載されている村落としては、湯本村、湯本茶屋、畑宿、箱根宿、底倉村、塔ノ沢村などである。

その他須雲川村、大平台村などは、木地挽についての記載はないが、正月にしきみを立てることから、これらの村落も木地師が中心的存在として成立された村落と考えられる。

文政9年(1826)及び、嘉永2年(1849)に蛭谷系の氏子狩を受けた村落は、湯本村(9名)、湯本茶屋(畑宿1を含み18名)、須雲川村(10名)、塔ノ沢村(3名)、大平台村(9名)、底倉村(3名)、その他宮城野村(2名)も加わっている。

以上の村々のうち、箱根宿(芦川付近)で行なわれて

いた杓子造り以外は、すべて轆轤挽による製品が主体で、盆・椀・丸膳・烟盆または子供の玩具などが主体となっていた。

しかし文政年間頃より、湯本、畑宿では家具、象嵌物、漆器類、生の樹皮の利用、貝殻使用の漆器、うぐいす箱、寄木細工などが製造販売されだしている⁹⁾。

箱根木地細工には、挽物と指物のあることは周知の通りで、挽物は轆轤を使用した製品で、これに対し指物は箱類が中心で、その表面を寄木細工や、木象嵌で装飾したものが主体となっている。これらの寄木細工は、近世末期に畑宿の石川仁兵衛¹⁰⁾の考案によるものと伝えられている。現在のものは自然木や人工的に染色した棒状・方状・三角・多面体の木材を寄せ集め、木口面に模様を構成し、この「種木」を鉋で紙状に削り(ツク)、箱などの表面加飾用としている。象嵌細工は明治25年頃より製造が本格化し、湯本の白川洗石の創作で、基礎になる地板に模様を重ね、これを木工用ミシン鋸で下絵の通り挽き、上に重ね、引き抜かれた模様材を下の引抜いた地板に嵌めこみ、模様を表現する。完成されたものはやはり種木と呼ばれ、鉋で紙状に削り表面加飾材として利用する。木面とも云い寄木と共に高度の技術を必要とし、伝統工芸の粹として高く評価されている。これらに用いる用材としては、みずぎ、しょう、さくら、けやき、かつら、とち、ほう、などである。

前述した如く、本来箱根細工は挽物が主体であったが、文政年間以降は、これらの指物製品が急速に出廻り出している。その原因は、やはり東海道筋に位置し、江戸中期よりの七湯々治・遊覧客の参集と、箱根山を控え

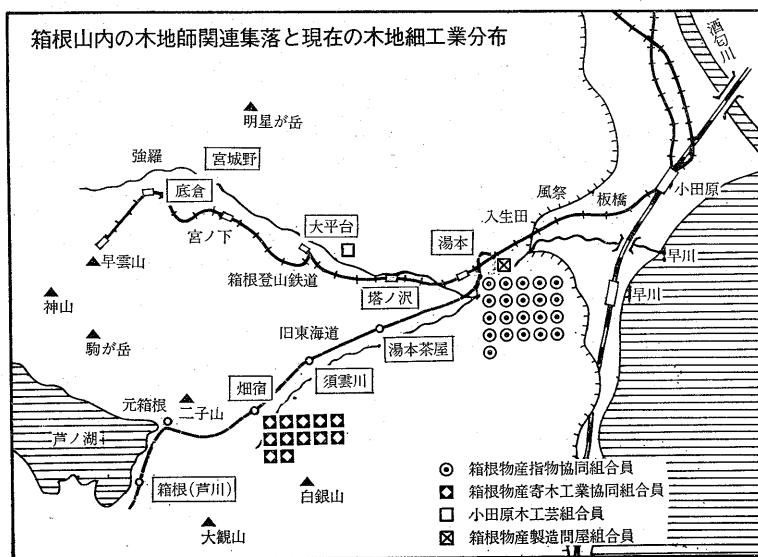
た天下の景勝地にふさわしい土産として、その多様化により、販売収益を上昇させる一手段としての現象であろう。

一方、小田原藩に於ても、寛政8年(1796)、藩財政立て直しをはかり、国産方を設け、農民の副業としての現金収益増大を計っている。挽物細工についても、一定の製品について仲買問屋を定め集荷させ、口銭をとり江戸問屋などに販売する方策がとられた¹¹⁾。国産方は、これら商人の資格を定め、指導監督するとともに、冥加金を上納させ、木地師にも援助を行なっている。これに対し挽物・指物・塗物職など惣職人と、地元の見世売仲間の連名で、従前通り勝手に卸小売致し度き旨の反対請願が出されている¹²⁾。

この間の事情は不明の点が多いが、岩崎氏も述べられているように、この江戸送り荷問屋は、本来在郷の買占商人的存在で、これら送り荷仲間は小田原の場合は、販売独占を狙う敵対的存在として登場している。これは、藩内商品の流通の核を握る城下町の特権大商人の存在ではなく、急速に発展する商品流通の統制を在方商人を通じてしか把握できなかった事情によるものであろう。この間に於て、両者の関係は更に対立の度を深めたと思われる。

各藩でも実施されていた国産方は、明治4年(1871)解散し、独占販売体制がとかれ、自由商業の時代に入っていた。

ところで、小田原藩で漆器の中買問屋が江戸組合の株仲間をつくったのは、天保末期頃と推測される。秋葉陸衛氏の調査¹³⁾では、明治初期から中期頃、この鑑札を



箱根木地細工の創始とその背景について〈Ⅱ〉

もった人達が9名あり、相場の協定も行なっていたことが記されている。これらの問屋仲間は当時既に資金力を持ち、湯本細工の有力問屋として成長し、この産業特有の産地形態を整えはじめた時期でもあった。そして幕藩体制の崩壊後、明治新政権下に於ける地方支配機構の末端に、これら問屋仲間から村長に就任した人達¹⁾のあったことから、問屋制資本層の確立されていたことが明らかである。特にこれら資本層の分布をみると、近世末期まで木地挽業の盛況地域であった箱根山内から、むしろ山麓及び平野部に移行している点からも箱根木地細工業態に新しい変化の生じはじめたことを暗示している。

以上の如く、箱根木地師は、小田原市早川付近より用材を求め箱根山内に移動し、各地に定着した。近世中期以降箱根越えの街道交通量の増加と、箱根七湯への湯治客の急増により木地業態も急速な変質をよぎなくされた、更に明治に入り交通機関の発達には製品の販途を拡大せしめ、特に購入者側の挽物より指物(象嵌・寄木)へのこのみの変化等も加わり、箱根細工の生産地は箱根山内より山麓、更に小田原市内へと拡大していった。

注

- 1) (新編相模国風土記稿〈巻之27・28・29・30 村里部足柄下郡〉の櫛に関連ある部分のみ転記)
 須雲川村…戸数30, 土俗正月は門戸に松を立てず、櫛を立てるを以て習せとせり、村の中程を東海道貫く、…
 畑宿…家数43, 東西23町, 南北18町余, 農間には轆轤細工をなし、土地の産物は山生魚、山梨等なり、当所も正月松に替へて櫛を立てり、…

- 底倉村…東西35町余, 南北1里10町許, 農隙には挽物細工をなす, 産物には唐蓼, 柴胡, 紫根等, 山中に生ず, 正月門戸に櫛を立て, 松節の代とす, …
 大平台村…家数34, 東西20町程, 南北凡10町, 農間には炭を焼, 及薪を採て生産を資く, 当村も正月門戸に櫛をたてり…
 2) 文化財保護委員会 木地師の習俗Ⅰ (三重県・滋賀県)
 3) 4, 年中行事の項要約
 しきみを用いる理由として①さかき(榊) とのとり違え説 ②しきみ(四季芽) は仏事に使うが, 本来四季いつでも芽が出るので, めてたいとか元氣のよさを木地師は縁起よしとして用いたとの説 ③しきみは香気が強く, その臭気を狼がきらうという。狼はかつては木地師の生活を脅かしたであろうことは推察できるので, 狼除けとしてこれを立てるという説がある。以上の点では③の魔防け説が最も当を得ていると思われる。
 4) 鈴木照男 箱根木地細工の創始とその背景について〈Ⅰ〉(文教大学女子短期大学部研究紀要第21集)
 5) 藤曲家文書の中のもので「21区5小区入生田村・底倉村組合地位等級表」による箱根地方田畑比較表(岩崎正純氏「小田原藩における木工芸生産の展開」による, 下表参照)
 6) 杉本 寿 木地師制度の研究Ⅱ
 7) 岩崎正純 小田原藩における木工芸生産の展開
 8) 新編相模国風土記稿(巻27, 村里部, 足柄下郡巻之6早川庄より巻30足柄下郡巻之9早川庄)
 9) 湯本村 盒器 鋳匠ありて, 家々専是を鑿裁す, 山中往々製造すれども, 概して湯本細工と呼べり, 其器は凡聖樹・饅盒・果盤・茶蓋・香合・烟合・烟盆の類, 又は児童の玩具, 総て軸の裁器, 皆当所の産なり, 其精巧愛すべし, 裁造の初を許にせず, 按ずるに元龜元年九月, 湯本にて御番細工をなすべき由, 北条氏より番匠に下知する文書あり, 是則盒器を鑿裁するの事なるにや。
 湯本茶屋 当所立場にて休憩の茶舗あれば, 村名となれり, 古は湯本村の内なり…家数27, 農間には轆轤細工を成す…
 畑宿 …家数43, 東西23町南北18町余, 農間には轆轤細工をなし… 名主畑右衛門 屋号を茗荷屋と称す, 往來の諸家此家を休憩所とせり, 傍ら湯本細工挽物, 塗物を ぐ, …

箱根地方田畑比較表

村名	底倉		大平台		塔之沢		畑宿		須雲川		茶湯屋本		湯本		入生田		風祭		板橋		早川		
	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	
高石村	19		28		14		16		21		17		158		31		156		262		571		
田畑地位等級	1																			1		1	1
	2																			2	1	2	2
	3												1		1		1	1	3	2	3	3	
	4												2	1	2	1	2	2	4	3	4	4	
	5												3	2	3	2	3	3	5	4	5	5	
	6			1								1	4	3	4	3	4		6	5	6	6	
	7	1		2		1			1		2		5	4		4	5	4	7	6	7	7	
	8	2	1	3		2		1	2		3		6	5	5	5	6	5	8				
	9	3	2	4		3		2	3		4		7	6	6		7	6					
	10	4	3	5		4		3		1		1		7	7	8		9			9		

箱根宿…以前は今の芦川町の辺に、民家鑿にありて、山杓子を細工し、箱根権現の坊中へ擧ぎて活計とせり、故に當時は杓子町といへり…

底倉村…東西35町余、南北を10町許、農隙に挽物細工をなす…

塔ノ沢村…家数24、東西8町、南北13町許、農間に挽物細工をなす…

- 10) 弘化ノ頃、本宿ニ石川仁兵衛ナルモノアリ、奇樹珍枝ノ片板を集メ、花鳥風月ヲ描キ、紋理相抱キ、以テ其像ヲ作ス彫鍍法アリ。剪裁型ニ適ス。遠近喧稱ス。是レ現今ノ寄木細工ノ鼻祖ニシテ、吾ガ畑宿ハ実ニ創始ノ地タリ（明治18年「畑宿共盛會趣意書」小田原近代百年史 小田原名産物語 中野敬次郎氏による）

11) 箱根物産連合会 箱根物産史

12) 以書面奉御願申上候事

一、私共近年当所産物挽物指物塗物職併に見世売等渡世仕先年よりは迄何連茂御役上納奉勤仕候処是迄之儀者問屋定め無之見世売卸等共江何所に而も売買仕罷有候処此度承り候得者江戸送り荷仕候者共八人より国産御役所様江問屋鑑札御願候様承知仕候向後之儀者問屋被取定め候様

奉存に付私共御願之儀者何卒先規之通勝手に売買仕度奉存候間此段一同に御願申上候間屋被取定め候而者已来私々之為筋と者相成不申候末々迷惑之儀に奉存候兼而御氣付之通当所之儀者田畑も多分者無之百姓一式に而者暮し兼候土地柄に御座候故職分相励又者見世売等仕何連茂由に候何卒歎願之儀者御用捨被下置候様此段偏に一同御願申上候右御内濟被下置右之趣乍恐御掛り様迄御願立被下候様御願 難有仕合奉存依之願書差上申候如件

湯本 御所様 丑五月 惣職人 見世売仲間

（須雲川加藤家文書—岩崎正純 小田原藩における木工芸生産の展開による）

- 13) 大平台村 渡辺勘右衛門

湯本村 吉田半兵衛 後藤寛次郎 対木伝八

湯本茶屋村 天野門右エ門 市川金太郎

板橋村 内野勘兵衛

風祭村 鍵和田忠藏

小田原宿 田島惣二郎

（秋葉陸衛「箱根物産の沿革」による）

- 14) 湯本村村長 天野門右エ門

温泉村村長（大平台・底倉の合併村） 渡辺勘右衛門